

## 多治見市告示第204号

是正請求事案（地域課題等に対する意見交換会に関する是正請求（秘書広報課課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成30年8月20日

多治見市長 古川 雅典

### 1 諮問事案

地域課題等に対する意見交換会に関する是正請求（秘書広報課課）事案

### 2 答申日

平成30年8月14日

### 3 審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

### 4 是正請求の趣旨及び理由

- (1) 区からの申出による意見交換会を開催する場合、従前の地区懇談会と同様に行うとのことであった。そうであれば、広報紙に開催の記事を掲載するのは当然である。区民に周知徹底するためだけでなく、市内全域で開催されるようにするためにも、それは必要である。

次に「担当部署参加」ということになると、やがては「お届けセミナー」のように少人数の参加になりかねない。「市幹部職員参加」もしくは「担当部署を含む市幹部職員参加」というような表記にすべきである。

(2) 会議録は、発言者の発言が正しく記載されることが前提である。是正請求人は、広報紙の月2回発行を1回に削減、後期地区懇談会を選択制の意見交換会に見直したこと、総合計画の策定期間を2年間から1年間に短縮、これら3つの施策を列挙して、これは「市民自治の確立」を目指す多治見市市政基本条例の精神にもとるものと考えているが、行政はどう考えるのかと質問した。

3つの施策が多治見市市政基本条例の精神にもとると考えるという、是正請求人の発言が会議録である「地域回覧」には全く触れられていないので、訂正を依頼する。

## 5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

(1) 広報紙に意見交換会開催の記事を掲載することについて

区長から開催の申込みを受け、開催時期を決め、会場を用意し、テーマを決め、あらかじめ公表するという一連の行為が、月1回発行の広報のタイミングに合わない場合があることは、やむを得ないと考える。ただし、意見交換会を開催することは、ホームページ、地域回覧、防災行政無線、報道機関向け情報提供等、様々な方法により周知が図られている。したがって、開催を案内し、市民に周知するという目的は達成されていると考える。

(2) 開催案内の地域回覧に「市幹部職員参加」と記載されていないことについて

地区懇談会及び意見交換会の運用に関する内部規程を確認したところ、特に市側の出席者について定めた規定は確認できなかった。また、各区長宛て周知文書についても確認したところ、市側から出席する職員に関する記載はなかった。更に、地区懇談会の地域回覧にも市側から出席する職員の記載はなく、例えば平成25年に開催された意見交換会の地域回覧では「テーマ担当部署の職員が出席」とのみ記載されていることをも確認した。このことから、実際の地域回覧において市側からの出席者の表記の有無、そしてどのように表記するかは、運用上所管課において判断され行われていることが分かる。ただ、この間の慣行としては、いずれの会議においても、市側からは部長、課長など「幹部職員」が出席しており、このことは、市がこの種の会議を重視して責任をもって回答できる職員を出席させている結果であると判断した。したがって、市によるこの運用が行われている

限り、「市幹部職員の参加」は当然のことであるため、これは是正すべき事項とはならないと判断する。

### (3) 地域回覧の記載内容について

是正請求人が主張する論点が地域回覧に記載されていないという点に関しては、会議のテープを直接聞いて確認した。この実際の発言を確認した結果、「3つの施策が多治見市市政基本条例の精神にもとる」という是正請求人の発言は、是正請求人が考える当該条例の精神からみて、多治見市の「市民自治の確立」をめざす政策全般が不十分なものとなっていることを総論的に提示したものであると判断した。したがって、この発言は、単なる「思い」や「まくらことば」としては扱えない論点の提示である。

しかし、回覧文書の性格上、会議日から回覧までの物理的な時間の制約、回覧文書の制限字数、簡潔さが求められること、論点整理を組織的に行う余裕が十分ないことなど諸般の制約があり、また、論点の重要な遺漏とまではいえないものであり、かつ、その内容の正確さを著しく欠くものでもないため、是正しなければならないということはできない。

## 6 審査会の附帯意見

### 地域回覧以外の行政文書について

調べたところによれば、地域回覧以外にホームページ上の掲載文書やその他の行政文書として保存されているものもある。そこで、これらの行政文書については、上述した回覧文書が有するような諸般の制約はないため、これらについては上記の審査会の判断をふまえた何らかの対応を行うことが望まれる。